

サービス利用約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）は、REPAIRMAN 株式会社（以下「当社」といいます。）と、REPAIR MAN/REPAIR WOMAN（以下「本サービス」といいます。）の利用にかかる契約（以下「本契約」といいます。）を締結した、または締結しようとする修理店（以下「修理店」といいます。）に対して適用されるものとします。

第2条 (当社の役割)

当社は本サービスを修理店に提供し本サービスのバージョンアップに伴うシステム開発を行い、本サービスのバージョンアップ時には事前に修理店に連絡するものとします。

第3条 (費用)

修理店が本サービスを利用する為に発生する初期費用と月額基本料は無料とし、修理店は本サービスを通じて来店した顧客1人当たりに対し、別紙「サービス利用申込書」に定められたサービス利用料を当社に支払うものとします。

第4条 (本サービスの費用請求)

1. 修理店は本サービスを通じて予約者が修理した場合、予約確定処理を管理画面上で行います。また、予約者が予約金額と異なる金額で修理した場合は、実際の修理金額を管理画面上で入力します。
2. 当社は、修理店により報告された予約確定人数及び修理金額に基づき、月額のサービス利用料を毎月末締で算出し、翌月末日を支払期日とした請求書を発行します。
3. 修理店は、当社より受領した請求書ののっとり、サービス利用料を当社に支払うものとします。

第5条 (秘密保持)

1. 修理店及び当社は、本サービスの履行、その他これに関連して知り得た相手方の技術、営業、資料、業務、財務、組織、その他一切の情報を（以下、秘密情報といいます。）、第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、相手方から予め書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (ア) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (イ) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (ウ) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (エ) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (オ) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
3. 本条の規定は、本サービス利用終了後も有効に存続するものとします。

第6条 (個人情報の取り扱い)

修理店及び当社は、本サービスの遂行上相手方より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいい、以下同じとします。）を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含め関連法令を遵守するものとします。

第7条 (本契約の期間)

本サービスの期間は、表面のサービス利用条件の本サービス開始日から半年間と定めるものとします。

但しサービス期間満了2ヵ月前までに修理店当社いずれかが書面による解約の申し出をしない場合は、期間満了日の翌日から更に半年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第8条 (免責)

当社は本サービスの実施に関して、以下の各号に掲げる事由から生じた一切の損害(通常損害、逸失利益、間接損害、特別の事情により生じた損害、又は第三者から修理店に対しなされた賠償請求に基づく損害を含む)については、修理店を含むあらゆる第三者に対し賠償責任を負わないものとします。

- ① 地震又は洪水等の天変地変により、本サービスのために当社が設置するサーバ設備(当社と契約しているデータセンター内のサーバ及び回線・ネットワーク機器を含む。以下、「サーバ設備」という。)が毀損若しくは機能不能、又は本データが破損若しくは消失等した場合。
- ② 当社の責に帰することのできない火災又は停電等の災害により、サーバ設備が毀損若しくは機能不能、又は本データが破損若しくは消失等した場合。
- ③ 十分な予防策を講じていたのにも関わらず、ハッカー等の不正侵入者の行為に起因して、サーバ設備が毀損若しくは機能不能、又は本データが破損若しくは消失等した場合。
- ④ 修理店又は本サービス会員の誤操作、不適切な登録、設定等に起因して、サーバ設備が毀損若しくは機能不能、又は本データが破損若しくは消失等した場合。
- ⑤ 前四号に掲げる以外の不可抗力、又は本サービスの実施に係る設備等の自然消耗、その他当社の責に帰することができない事由により、サーバ設備が毀損若しくは機能不能、又は本データが破損若しくは消失等した場合。
- ⑥ 前各号に掲げる事由によるサーバ設備の毀損若しくは機能不能に起因して、本データが破損若しくは消失等した場合。
- ⑦ 当社が修理店に対し事前に通知したうえで適宜実施、又は修理店の要請に基づき実施するサーバ設備若しくは本サービスの更新・メンテナンスのために本サービスが一時的に提供不能となる場合。
- ⑧ 本サービスの利用に基づき、修理店と第三者との間で紛争が生じた場合。

第9条 (賠償責任)

1. 本契約に基づく修理店の当社に対する損害賠償請求は、当社の故意または重過失による場合を除き、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に修理店が当社に支払ったサービス利用料の総額を上限とします。
2. 修理店および当社は、本契約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用および提供に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の責任で解決するものとします。

第10条 (解除)

修理店又は当社は相手方が本契約に基づく義務を履行しない場合、相当の期間を定めたとうえで、かかる義務の履行又は違反の是正を催告し、当該期間内にかかる義務の履行又は是正がなされないときには、本サービスの利用契約の内容を将来に向かって解除することができるものとします。

第11条 (延滞利息)

当社は、修理店が本サービスの利用料その他の債務の支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、未払いの利用料に加え、支払期日の翌日から起算して、全額完済の日まで年利14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として修理店に請求することができることとします。また前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、すべて修理店の負担とします。

第12条（協議）

本契約若しくは本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、当社及び修理店は信義誠実の原則に従い協議し、日本国法に準拠し速やかにその解決を図るものとします。

第13条（訴訟）

本契約に関して生じた一切の争訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第14条（約款の変更）

1. 当社は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の1ヶ月前から適用開始日まで、変更条件を管理画面において掲載するものとします。なお、変更条件が重大か否かにかかわらず、また、適用開始日以前に提出された申込書により申し込まれた全ての掲載が終了する前であっても、当社は、適用開始日以降の修理店情報の掲載をもって、修理店が変更条件に同意したものとみなします。
2. 修理店は、前項の定めにかかわらず、変更条件を承諾しない場合には本契約を解約することができるものとします。

初版 2017年4月17日

サービス利用申込書

記入日：2018年 月 日

■以下の条件で申し込みます。

申 込 者	フリガナ	
	社名	印
	フリガナ	
	所在地	〒 TEL : () FAX : ()
	フリガナ	
	責任者	印

■サービス利用条件

別紙のサービス利用約款に同意の上、下記条件で REPAIRMAN / REPAIR WOMAN のサービス利用申し込みを行います。

1 サービスを利用する修理店名（グループで導入する場合は法人名）： _____

2 本サービス利用開始日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 サービス利用料：

[REPAIRMAN]予約者が実際に支払った金額の 12.0%

4 修理店による支払方法及び支払期日

修理店は、当社の指定する金融機関の口座に、当月分のサービス利用料を、翌月末日までに銀行振込により支払う。振り込み手数料は修理施設が負担するものとする。

5 修理店への報告

修理店に対して当月予約結果を翌月 10 日までに報告致します。その後翌月 15 日を期日に修正がある場合は報告を御願致します。